

総務財政委員会 令和2年11月30日・12月1日
区民部 資料1番
所管 国保年金課

大田区国民健康保険条例の一部改正について

1 改正理由

令和2年度税制改正において、市中金利の実勢を踏まえ、利子税等の割合の引下げを行うこととし、租税特別措置法が改正された。この法改正に伴い、延滞金の割合の特例に係る特例基準割合の規定が見直されたため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるとともに、規定を整理する。

なお、延滞金の割合については、変更はない。

※「延滞金特例基準割合」とは、租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する平均貸付割合（前々年9月から前年8月の国内銀行の貸出約定平均金利）に、年1%を加えたもの。

3 施行日

令和3年1月1日

<<<新旧対照表>>>

○大田区国民健康保険条例

新	旧
<p>大田区国民健康保険条例 昭和34年11月20日 条例第15号</p>	<p>大田区国民健康保険条例 昭和34年11月20日 条例第15号</p>
<p>第1条から第29条まで（略） 付 則【制定付則】 第1条（略） （延滞金の割合の特例） 第2条 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 _____</p> <p>_____ 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年 _____</u>における<u>延滞金特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p><u>付 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 改正後の付則第2条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第1条から第29条まで（略） 付 則【制定付則】 第1条（略） （延滞金の割合の特例） 第2条 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 <u>（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）</u> 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>